

掛金分離の適用は1年繰り延べ (厚年)

対象先	DB年金	厚年基金	適格年金	退職金	その他
	内容	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準

ご参考にDB年金のお客様にも送付させていただきます。

ポイント

掛金分離等に関しましては意見募集が実施¹されておりましたが、今般、厚生労働省より以下の確認を得ましたのでご案内致します(意見募集結果を踏まえた変更)。

1. 「掛金分離(=掛金計算時の基本プラスアルファ部分と代行部分の分離)」に伴う掛金の平成22年4月(平成21年3月末基準)からの適用を見送る。
「掛金分離」に伴う掛金の適用時期については意見募集の「平成22年4月(平成21年3月末基準)」から「平成23年4月(平成22年3月末基準)」へ1年延期されました。
2. 更に「掛金分離」および「数理債務計算に使用する掛金の変更」(改正後の新財政運営基準)の適用について「平成24年3月末基準までは現行(旧)財政運営基準の適用を可能」とする経過措置を設ける。
3. ただし、長期運営計画は掛金分離を考慮して行うこと。

上記内容は正式には通知改正(時期未定)²に盛り込まれる予定です。

1 年金ニュースN0.165でご案内済

2 通知改正時には別途ご案内予定

(新・旧財政運営基準の適用(基準日へ-ス))

財政計算(財政再計算含む)の基準日	新・旧財政運営基準の適用
平成22年3月30日以前	旧基準を適用
平成22年3月31日以後 平成24年3月31日以前	新基準または旧基準のいずれかを選択して適用
平成24年4月1日以後	新基準を適用

以上